

最高裁秘書第2987号

令和3年10月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月2日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

量刑分布グラフ（74期導入修習で使用したもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第3140号

令和3年10月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

量刑分布グラフ（74期導入修習で使用したもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月6日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第35号

(2) 謝問日

令和3年10月6日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3141号

令和3年10月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮詢番号 令和3年度（最情）諮詢第35号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

量刑分布グラフ（74期導入修習で使用したもの）

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月2日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断において開示した「第74期導入AB共通 刑事弁護演習3 参考資料（量刑分布AないしE）」（以下「本件対象文書」という。）は、第74期司法修習の導入修習で使用された参考資料である。

(2) 本件対象文書のうち、本文を公にすると、事前に演習課題の傾向が明らかになり、これによって、当該情報に接していない修習生との間で不公平が生じるおそれがある。また、処断罪以外の検索条件及び検索結果の情報を公にすると、司法修習生や今後司法修習生として採用される者（以下「司法修習生等」という。）が当該情報に接した場合、当該司法修習生等が、本件対象文書に記載された検索条件について、具体的な事案を離れて強盗致傷罪における量刑因子と

して決定的なものであるかのように誤解することで、修習の質を低下させ、修習の目的を達成できなくなるおそれもある。

- (3) 以上から、本件対象文書には、公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、同情報は行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。
- (4) よって、原判断は相当である。